

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年1月15日(2009.1.15)

【公表番号】特表2008-520710(P2008-520710A)

【公表日】平成20年6月19日(2008.6.19)

【年通号数】公開・登録公報2008-024

【出願番号】特願2007-543291(P2007-543291)

【国際特許分類】

C 07 C	401/00	(2006.01)
C 07 F	7/18	(2006.01)
A 61 K	31/592	(2006.01)
A 61 P	17/06	(2006.01)
A 61 P	35/02	(2006.01)
A 61 P	35/00	(2006.01)
A 61 P	37/00	(2006.01)
A 61 P	25/28	(2006.01)
A 61 P	17/00	(2006.01)
A 61 P	3/10	(2006.01)
A 61 P	37/06	(2006.01)
A 61 P	29/00	(2006.01)
A 61 P	11/06	(2006.01)
A 61 P	1/04	(2006.01)
A 61 P	17/16	(2006.01)
A 61 P	19/10	(2006.01)
A 61 P	21/04	(2006.01)
A 61 P	43/00	(2006.01)

【F I】

C 07 C	401/00	C S P
C 07 F	7/18	W
A 61 K	31/592	
A 61 P	17/06	
A 61 P	35/02	
A 61 P	35/00	
A 61 P	37/00	
A 61 P	25/28	
A 61 P	17/00	
A 61 P	3/10	
A 61 P	37/06	
A 61 P	29/00	1 0 1
A 61 P	11/06	
A 61 P	1/04	
A 61 P	17/16	
A 61 P	19/10	
A 61 P	21/04	
A 61 P	43/00	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月17日(2008.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

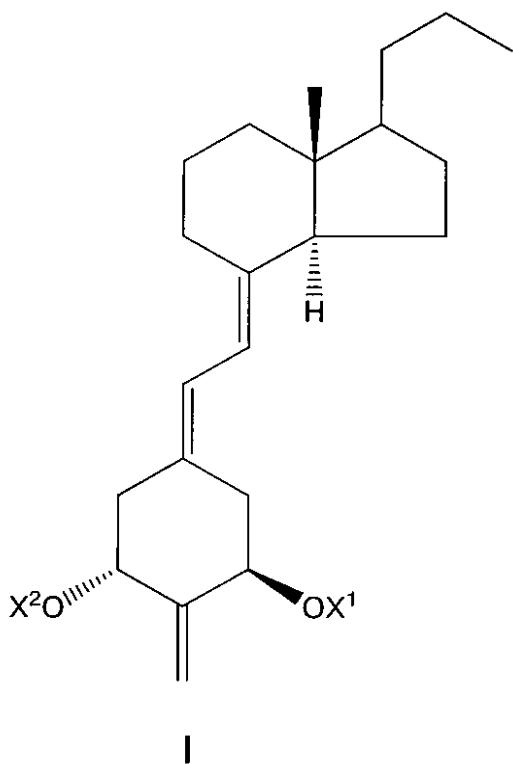
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記の式 I を有する化合物：

【化 1】



(式中、 X^1 および X^2 は、個々に、Hおよびヒドロキシ保護基から選ばれる)。

【請求項2】

X^1 および X^2 が、双方ともヒドロキシ保護基である、請求項 1 記載の化合物。

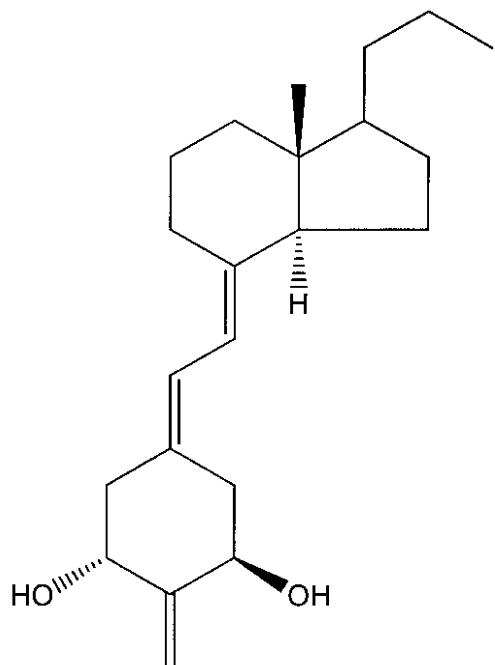
【請求項3】

X¹およびX²が、双方ともt-ブチルジメチルシリル基である、請求項2記載の化合物。

【請求項4】

X^1 および X^2 が双方とも H であり、前記化合物が下記の式 IA を有する、請求項 1 記載の化合物：

【化2】



IA

【請求項5】

有効量の請求項4記載の化合物および製薬上許容し得る担体を含む製薬組成物。

【請求項6】

前記有効量が、前記組成物のグラム当り約 $0.01\text{ }\mu\text{g}$ ～約 1 mg の前記化合物を含む、請求項5記載の製薬組成物。

【請求項7】

前記有効量が、前記組成物のグラム当り約 $0.1\text{ }\mu\text{g}$ ～約 $500\text{ }\mu\text{g}$ の前記化合物を含む、請求項5記載の製薬組成物。

【請求項8】

生物学的症状を患っている対象者を治療するための製薬組成物であつて、有効量の請求項4記載の化合物を含み、前記生物学的症状が、乾癬；白血病；結腸がん；乳がん；前立腺がん；多発性硬化症；狼瘡；糖尿病；宿主対移植片反応；臓器移植拒絶反応；関節リウマチ、ぜんそくまたは炎症性腸疾患から選ばれた炎症性疾患；しわ、適切な皮膚締まりの欠如、適切な皮膚水和の欠如または不十分な皮脂分泌から選ばれた皮膚症状；腎性骨ジストロフィー；または骨粗しょう症から選ばれることを特徴とする製薬組成物。

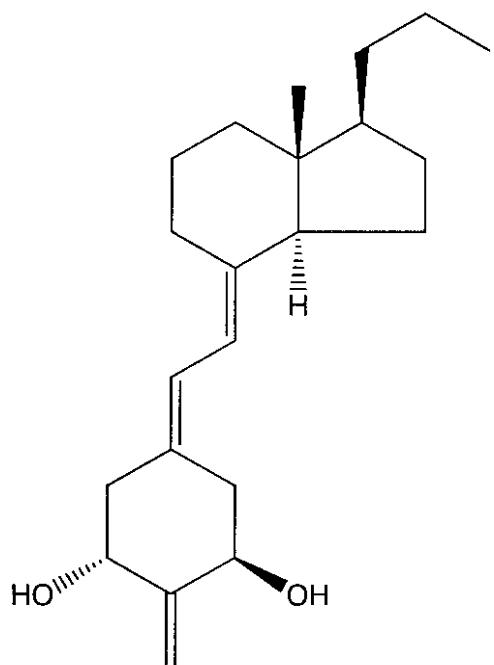
【請求項9】

乾癬；白血病；結腸がん；乳がん；前立腺がん；多発性硬化症；狼瘡；糖尿病；宿主対移植片反応；臓器移植拒絶反応；関節リウマチ、ぜんそくまたは炎症性腸疾患から選ばれた炎症性疾患；しわ、適切な皮膚締まりの欠如、適切な皮膚水和の欠如または不十分な皮脂分泌から選ばれた皮膚症状；腎性骨ジストロフィー；または骨粗しょう症から選ばれる生物学的症状の治療用医薬品の製造における、請求項4記載の化合物の使用。

【請求項10】

X^1 および X^2 が双方ともHであり、前記化合物が下記の式IBを有する、請求項1記載の化合物：

【化3】



IB

【請求項 11】

生物学的症状を患っているヒト以外の対象者の治療方法であって、該対象者に有効量の請求項 4 又は 20 記載の化合物を投与することを含み、前記生物学的症状が、乾癬；白血病；結腸がん；乳がん；前立腺がん；多発性硬化症；狼瘡；糖尿病；宿主対移植片反応；臓器移植拒絶反応；関節リウマチ、ぜんそくまたは炎症性腸疾患から選ばれた炎症性疾患；しわ、適切な皮膚縮まりの欠如、適切な皮膚水和の欠如または不十分な皮脂分泌から選ばれた皮膚症状；腎性骨ジストロフィー；または骨粗しょう症から選ばれることを特徴とする治療方法。